

身体拘束の適正化のための指針

法人名 株式会社カラフルリンク
住所 大阪市西区九条南2丁目26-13
ロイヤルハイツ河田202
電話番号 06-6695-7852

身体拘束の適正化のための指針

1. 基本方針

株式会社カラフルリンクが運営する児童発達支援「カラフルリンク九条教室」では身体拘束は児童の生活の自由を制限することであり、児童の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、児童の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努める。また施設内における虐待を防止するために、職員へ研修を実施する。

2. 身体拘束適正化委員会の設置

当法人では「虐待防止委員会」において身体拘束の適正化に関する協議を行う。

- (1) 委員会の委員長は管理者とする。
- (2) 委員会の委員は児童発達支援管理責任者（管理者と兼務の場合は委員長となる）、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とする。
- (3) 委員会は年1回以上開催する。また、臨時に開催の必要がある時は委員長が招集し開催する。
- (4) 委員会では以下の内容について協議する。
 - ・ 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
 - ・ 身体拘束について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
 - ・ マニュアルやチェックリストの作成に関すること。
 - ・ 職員が不当な身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
 - ・ 身体拘束が発生した場合、その発生原因の分析を行い、分析結果から得られる再発防止策に関すること。

3. 身体拘束の適正化のための職員研修

- (1) 職員に対する身体拘束の適正化のための研修の内容は、身体拘束の適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、不当な身体拘束の防止を徹底する。
- (2) 研修は、年1回以上行い、新規採用時には必ず身体拘束の適正化のための研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料・出席者・実施概要等を記録し紙面により保存する。

4. 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束適正化委員会に報告するものとし、この際、委員長が定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集する。

5. 身体拘束が発生した場合の対応方針

児童本人又は他の児童等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

①組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束等を行うときには、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、サービス担当者会議等において組織として慎重に検討・決定する。身体拘束等を行う場合には、個別支援計画に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を個別支援計画書の備考欄に記載する。

②本人・家族への十分な説明

身体拘束等を行う場合には、手続きの中で、適宜児童本人や家族に十分に説明をし、了解を得る。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧

児童、家族やその他関係者は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、当施設ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項

3項で定める研修会のほか、社会福祉協議会等により提供される身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ることとする。

附則 この指針は、令和5年1月1日より施行する